



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

発表事項 2

Press Release

富山労働局発表
令和6年8月30日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 佐竹 俊一
(電話) 076-432-2735

富山県最低賃金が改正されます

～ 10月1日から時間額 **998** 円に～

- 1 富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用される富山県(地域別)最低賃金を**令和6年10月1日から50円引上げ、時間額998円に改正**する官報公示を本日8月30日付けで行いました。
- 2 富山労働局では、今後、改正後の富山県最低賃金の周知や履行確保に取り組んでまいります。

また、賃金引上げに向けた支援策として、中小企業・小規模事業者向け国の助成金「業務改善助成金」、その上乗せ補助である県の補助金「富山県賃上げサポート補助金」や、すべての事業者が利用できる「キャリアアップ助成金」などの周知にも取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- ① 6月28日、富山労働局長から富山地方最低賃金審議会に改正諮問。
- ② 8月5日、富山地方最低賃金審議会から富山労働局長に50円引上げを答申。
- ③ 8月21日、異議申出に対する調査審議を経て、富山県最低賃金改正を決定。
- ④ 本日8月30日、官報公示(10月1日から効力発生)。

【富山県最低賃金額の推移(過去5年)】 昭和50年以降、最大の引上げ幅(額)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	849円	877円	908円	948円	998円
対前年度引上率	0.12%	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%
対前年度引上額	1円	28円	31円	40円	50円

【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- ・ 業務改善助成金(事業場内最低賃金の引き上げを要件に、生産性向上に資する設備投資等への助成)
- ・ キャリアアップ助成金(いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成)

